

障害者計画の概要について

1 計画策定の趣旨

我が国では、障害者基本法において、全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが基本理念として定められています。

また、平成 26 年 2 月には障害者権利条約が発効し、障害のある人となない人の平等や、障害を理由とするあらゆる差別の禁止などが国際的な共通理念として位置付けられました。

その後も、平成 28 年 8 月の発達障害者支援法の改正では、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援の充実が示され、平成 30 年 4 月には児童福祉法及び障害者総合支援法の改正により、障害児支援や地域生活支援の充実、自立生活援助や就労定着支援などの新たなサービスが創設されました。

さらに、同年 4 月に施行された改正社会福祉法では、制度や分野ごとの「縦割り」を超え、地域住民や多様な主体が支え合う「地域共生社会」の実現が掲げられています。

近年では、令和 6 年 4 月に改正障害者差別解消法が施行され、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されるとともに、改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法の施行により、障害のある人の地域生活を支える環境整備が一層進められています。

このような社会情勢や制度改正を踏まえ、本町においても、あらゆる分野との連携・協働を図りながら、地域共生社会の実現を目指し、障害のある人自身の主体的な取組である「自助」、地域住民相互の支え合いである「互助」、障害福祉サービス等による支援である「共助」、行政が責任を持って行う「公助」の視点を大切にし、互いに支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができる地域社会の実現を目指して、令和 9 年度から令和 13 年度までを計画期間とする「第 7 次上里町障害者計画」を策定します。

2 計画の法的根拠及び性格

(1) 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項で定める「市町村障害者計画」を法的根拠とする計画です。

■ 障害者基本法

第 11 条（一部抜粋）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 計画の性格

本計画は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）及び「障害者差別解消法」を踏まえたものとします。

3 計画の対象

本計画の対象となる「障害者」とは、障害者基本法等の法令の規定に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

なお、18 歳未満の人を対象とする場合は、「障害児」と表記します。

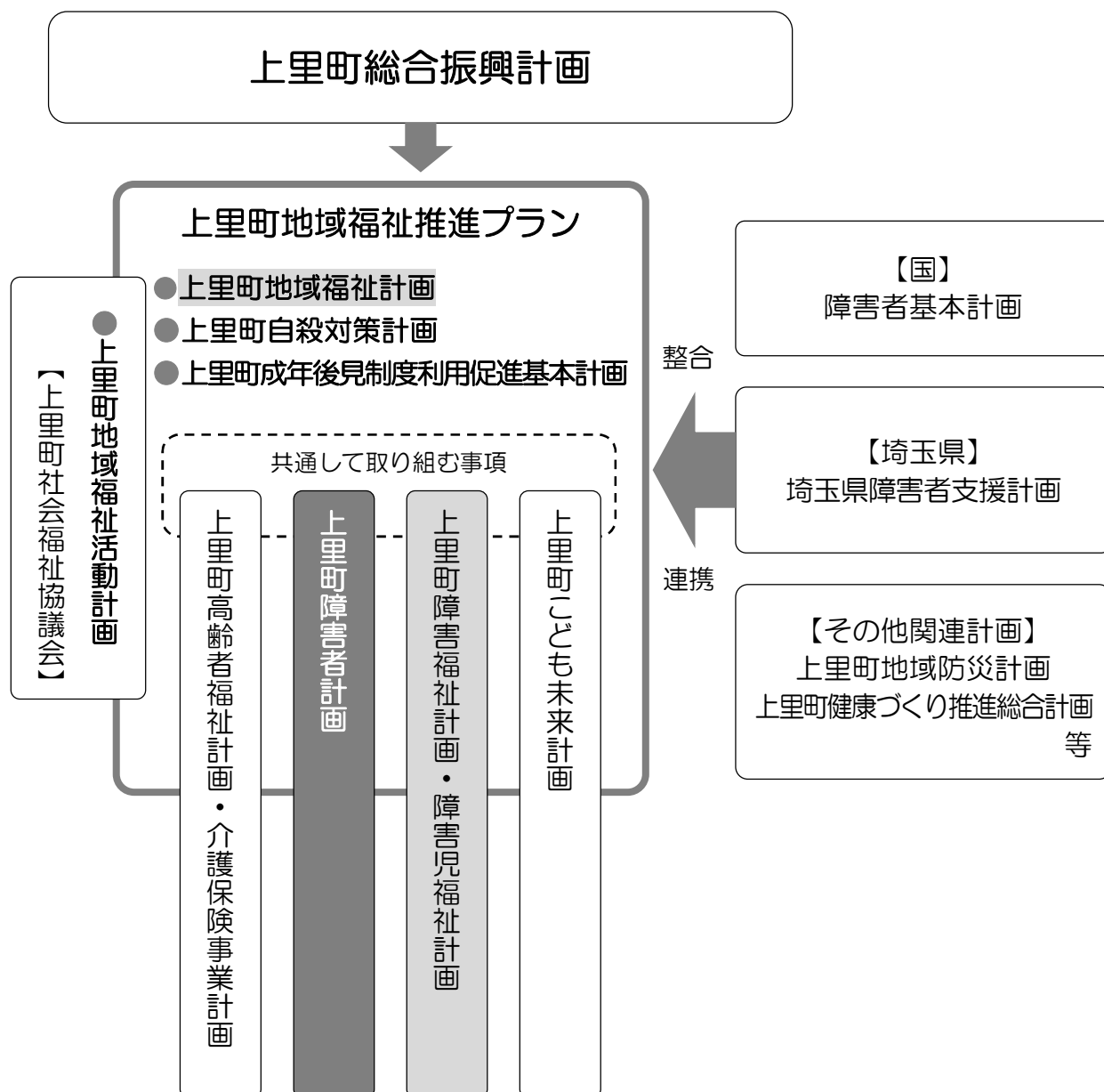
また、本計画は障害のある人を対象とするものですが、その理念の実現には、町民、地域、関係団体、事業者及び行政がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協力して取り組むことが重要です。

このため、本計画は障害のある人をはじめ、全ての町民の理解と協力のもとで推進するものとします。

4 計画の位置付け

本計画は、国及び埼玉県に関連計画との整合性を図るとともに、本町の「上里町総合振興計画」を上位計画とし、「上里町地域福祉計画」を福祉分野の上位計画として位置付け、策定するものです。

また、本計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育・雇用をはじめとする関連計画との連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を推進します。



5 計画の期間

本計画は、令和9年度から令和13年度までの5年間を計画期間として策定します。

本計画は、5年ごとに見直しを行うため、次期計画（第8次計画）は令和13年度に見直しを行い策定します。なお、今後の社会情勢や障害のある人を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
第5次上里町総合振興計画 基本構想（平成 29 年度 ～ 令和8年度）					第6次上里町総合振興計画 基本構想（令和9年度 ～ 令和 18 年度）					
第5次 後期基本計画					第6次 前期基本計画					後期
見直し					見直し					
上里町地域福祉計画										
第2期	第3期地域福祉計画 （令和5年度～令和9年度）				第4期地域福祉計画 （令和 10 年度～令和 14 年度）					
見直し	見直し				見直し					
上里町障害者計画										
第6次障害者計画 （令和4年度～令和8年度）					第7次障害者計画 （令和9年度～令和 13 年度）					
見直し					見直し					
上里町障害福祉計画・障害児福祉計画										
第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画	第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 （令和6年度～令和8年度）				第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画 （令和9年度～令和 11 年度）			第9期障害福祉計画 第5期障害児福祉計画 （令和12年度～令和14年度）		
見直し	見直し				見直し			見直し		

6 計画の策定体制

(1) 上里町障害者計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障害者団体関係者、社会福祉団体関係者及び行政関係者で構成する「上里町障害者計画策定委員会」を設置し、計画内容について審議・検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

計画策定にあたっては、障害のある人やその家族の生活実態及び福祉施策に対する要望等を把握することを目的として、令和7年8月に「障害福祉についてのアンケート調査」を実施しました。

(3) 障害者団体等へのアンケート調査の実施

障害福祉活動における課題や行政への要望等を把握することを目的とし、障害者団体等に対して、令和8年9月にアンケート調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

町民や関係者の意見を反映させるため、本計画の策定案についてパブリックコメントを令和8年12月下旬から令和9年1月下旬までの期間で実施しました。

7 第7次上里町障害者計画 骨子案について

第7次上里町障害者計画の全体構成や基本理念及び基本目標等について、以下のように考えています。

(1) 計画の全体構成について

次期計画の構成としては第6次計画を踏襲（第6次計画策定の際に全体構成の見直しを実行）する方向で考えています。

次期計画の構成（第6次計画を踏襲）	
第1章 計画の策定にあたって 1 計画策定の趣旨 2 計画の法的根拠及び性格 3 計画の対象 4 計画の位置づけ 5 計画の期間 6 計画の策定体制	第3章 計画の基本的な考え方 1 基本理念 2 基本目標 3 施策の体系 第4章 施策の展開 ※第3章で掲げる基本目標ごとに施策を記載 ※詳細は（2）（3）を参照 第5章 計画の推進体制 1 関係機関相互の連携 2 計画の評価体制
第2章 障害者を取り巻く現状 1 人口の状況 2 障害者の状況 3 障害福祉についてのアンケート調査 4 障害者団体等へのアンケート調査	

(2) 基本理念及び基本目標について

次期計画では、基本理念及び基本目標について第6次計画の基本的な考え方を踏襲し、計画のさらなる推進を図ります。

- ①**基本理念** ※現計画からの変更箇所：太文字、下線
 ともに生き、一人ひとりが自分らしく暮らせるまちづくりを目指して
 （現行計画：ともに生きるまちづくりを目指して）
- ②**基本目標** ※現計画からの変更箇所：太文字、下線
 基本目標1 相互理解と共生意識の醸成（現行計画：理解と共感の推進）
 基本目標2 地域での暮らしを支える生活支援の充実
 基本目標3 個性に応じた療育・保育・教育の充実
 基本目標4 社会参加と自己実現を支える環境づくりの推進
 （現行計画：社会参加の拡充）
 基本目標5 安全・安心で暮らしやすいまちづくりの推進

（３）施策の展開について

国が策定する第５次障害者基本計画等を踏まえ、施策の展開において記載を充実する事項は以下のとおりです。

※施策の展開において、現計画からの変更箇所：太文字、下線

基本目標	施策の展開	記載を充実する事項
基本目標１ 理解と共感の推進	①広報・啓発活動の推進	「情報アクセシビリティ」の視点を充実 例：情報アクセシビリティの確保について 障害特性に配慮した情報提供・意思疎通支援の充実について 情報通信技術（ICT）を活用した情報取得環境の整備について など
	②福祉教育や交流機会の充実	
	③差別の解消と権利擁護の推進	「意思決定支援」の視点を充実 例：意思決定支援の普及・啓発について 障害特性に応じた意思決定支援の推進について など
	④ボランティアの育成及び活動の <u>促進</u>	
基本目標２ 地域での暮らしを支える生活支援の充実	①相談支援体制の充実	
	②地域生活を支えるサービスの充実	「地域生活支援拠点等」に関して機能強化の視点を追記 例：緊急時対応や地域連携を担う地域生活支援拠点等の充実について 地域で安心して暮らし続けるための支援体制の強化について 地域生活支援拠点等を活用した地域支援ネットワークの強化について など
	③地域の保健・医療体制の充実	「医療的ケア児等への支援」の視点を充実 例：医療的ケア児等が安心して暮らせる地域支援体制の充実について 医療的ケア児等を支える保健・医療・福祉・教育の連携について など
基本目標３ 個性に応じた療育・保育・教育の充実	①切れ目のない支援体制の充実	
	②個性や特性に応じた能力を伸ばす教育の推進	

基本目標4 社会参加の 拡充	①雇用・就労の支援の <u>充実</u>	「雇用・福祉の連携による就労前後の一体的支援（就労選択支援等）」の視点を充実 例：雇用・福祉の連携による就労支援体制の充実について 就労選択支援をはじめとする多様な就労支援の充実について など
	②社会参加の促進	
基本目標5 安全・安心 で暮らしや すいまちづ くりの推進	①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	
	②安心して暮らせる住まいの確保	
	③防災・防犯・感染症対策等の推進	

※基本目標及び施策の展開の表現は、今後の計画素案の作成過程において、変更が生じる場合があります。

第5次障害者基本計画 概要

I 第5次障害者基本計画とは

【位置付け】 **政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画**（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

【計画期間】 **令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間**

【検討経緯】 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた**障害者政策委員会の意見に即して**、政府で基本計画案を作成

II 総論の主な内容

1. 基本理念

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

2. 基本原則

- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

3. 社会情勢の変化

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

4. 各分野に共通する横断的視点

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

5. 施策の円滑な推進

- 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

III 各論の主な内容(11の分野)

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

2. 安全・安心な生活環境の整備

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

4. 防災、防犯等の推進

5. 行政等における配慮の充実

6. 保健・医療の推進

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

8. 教育の振興

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

11. 国際社会での協力・連携の推進

IV おわりに(～今後に向けて～)

・本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。

・令和4年9月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に関し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。

・世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不断に取組を進めていく。

第5次障害者基本計画 概要

V 各論の主な内容

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

- ・ 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・ 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないように、取組を推進
- ・ 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

- ・ 公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ・ 接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ・ 歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
- ・ 国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

- ・ 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- ・ 公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
- ・ 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

4. 防災、防犯等の推進

○災害発生時における障害特性に配慮した支援

- ・ 福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・ 福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
- ・ 障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

5. 行政等における配慮の充実

○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

- ・ 司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ・ 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
- ・ 国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

6. 保健・医療の推進

○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

- ・ 切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・ 精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・ 精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

- ・ ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・ 障害のあるこどもに対する支援の充実

8. 教育の振興

○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

- ・ 自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・ 教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
- ・ 病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

○総合的な就労支援

- ・ 地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- ・ 雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・ 農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

- ・ 障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・ 日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
- ・ 障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

11. 国際社会での協力・連携の推進

○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

- ・ 障害者分野における国際協力への積極的な取組
- ・ 障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

第5次障害者基本計画 主な成果目標

< 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 >

指 標	現状値（直近値）	目 標 値
障害者差別解消法の 地域協議会の組織率	55.9%（一般市町村） （2021年4月）	80%以上（同左） （2027年度）

< 安全・安心な生活環境の整備 >

指 標	現状値（直近値）	目 標 値
一定の旅客施設の バリアフリー化率 ^(注1)	94.5%（段差解消） （2020年度）	原則100%（同左） （2025年度）
ノンステップバスの導入率 ^(注2)	63.8% （2020年度）	約80% （2025年度）
福祉タクシーの導入台数	41,464台 （2020年度）	約90,000台 （2025年度）
音響信号機及びエスコートゾーンの設置率 ^(注3)	50.8% （2021年度）	原則100% （2025年度）

（注1）鉄軌道駅及びバスターミナルについては、平均利用者数が3,000人/日以上、施設及び2,000人/日以上3,000人/日未満で重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては、平均利用者数が2,000人/日以上、施設を対象。なお、鉄軌道駅の現状値については、平成30年3月に改正された公共交通移動等円滑化基準の改正前の基準をもって適合率を算定

（注2）公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外

（注3）視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分が対象

< 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 >

指 標	現状値（直近値）	目 標 値
ICTサポートセンターを設置している都道府県数	31都道府県 （2022年度）	全都道府県 （2024年度）
電話リレーサービスの普及状況（利用登録者数）	1万1,275人 （2022年末）	前年度比増 （2027年度）

< 保健・医療の推進 >

指 標	現状値（直近値）	目 標 値
精神病床での1年以上の長期入院患者数	約17.1万人 （2020年度）	13.8万人 （2026年度）
都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率	93% （2021年度）	100% （2027年度）

< 教育の振興 >

指 標	現状値（直近値）	目 標 値
個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合	90.9%（指導計画） 84.8%（教育支援計画） （2018年度）	おおむね100% （2027年度）
公立小中学校等施設におけるスロープ等による段差解消の割合	78.5%（門から建物まで） 57.3%（昇降口・玄関等から教室等まで） （2020年度）	全ての学校に整備 （2025年度）

< 雇用・就業・経済的自立の支援 >

指 標	現状値（直近値）	目 標 値
障害者の雇用率達成企業の割合	47% （2021年6月）	56% （2027年度）
障害者就労施設等の物品等優先購入実績	199億円 （2020年度）	前年度比増 （2027年度）

< 文化芸術活動・スポーツ等の振興 >

指 標	現状値（直近値）	目 標 値
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	31%（成人） 41.8%（若年層※7～19歳） （2021年度）	40%程度（成人） 50%程度（若年層） （2026年度）